

事務連絡

平成23年1月25日

各
〔都道府県〕
〔政令市〕
〔特別区〕
衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局

結核感染症課

野生鳥類における高病原性鳥インフルエンザ検出事例等について

（情報提供）

今般、別添のとおり、高病原性鳥インフルエンザの検出事例等についての公表がありましたので、情報提供します。

記者発表（資料配布）				
月/日（曜）	担当課室 （担当係名）	ダイヤルイン （内線）	発表者名 （担当係長名）	その他 発表配布先
1/25（火）	防災計画課 （危機管理係）	362-9833 （3145）	村田 昌彦 （矢野 敏隆）	
	生活衛生課 （乳肉衛生係）	362-9152 （3279）	村上 和典 （友久 健二）	
	自然環境課 （野生鳥獣係）	362-3463 （4114）	土岡 正洋 （土井 幸亮）	
	社会教育課 （施設係）	362-9434 （5756）	林 隆之 （大淵 研二）	
	畜産課 （衛生環境係）	362-9220 （4081）	石田 史郎 （山根 正男）	

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

本日、伊丹市瑞ヶ池で発見された死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザが検出されました。

その概要及び対応は下記のとおりです。

記

1 事案の概要

- (1) 通 報 日 時：平成23年1月25日 午前10時頃
- (2) 発 見 場 所：伊丹市瑞ヶ池（ずがいけ）（通報者：市民）
- (3) 検 査 体：カイツブリの死体
- (4) 簡易検査結果：A型インフルエンザウイルス陽性 姫路家畜保健衛生所神戸支所
- (5) 遺伝子検査結果：H5亜型検出 姫路家畜保健衛生所（1月25日午後10時）

なお、今後、鳥取大学に検体を搬送し、詳細な検査を実施します。

2 対 応

次のとおり、高病原性鳥インフルエンザ警戒本部会議を開催します。

- (1) 開催日時：平成23年1月26日（水） 午前8:30～
- (2) 開催場所：災害対策センター1F 災害対策本部室
- (3) 参 集 者：防災監、副防災監、農政環境部長、医監兼健康局長、生活消費局長 等
※知事出席予定

<留意事項>

- ・ 会議取材（ペン・カメラ）については、冒頭の挨拶終了までの間をお願いします。（報道関係者の方は、挨拶後ご退席願います。）
- ・ 会議内容については、会議終了後に記者レク（14:00 目途）を行う予定です。

報道各社御中 ← 環境省広報室

(速報)

鳥根県の国指定宍道湖鳥獣保護区における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの確認に伴う環境省の対応について

今般、国指定宍道湖鳥獣保護区（鳥根県松江市）で発見されたキンクロハジロ1羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が鳥取大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や鳥根県等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf）に十分留意されるようお願いします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

1 主な経緯等

(1) キンクロハジロの回収地

国指定宍道湖鳥獣保護区（鳥根県松江市）

(2) 経緯

- | | |
|-------|--|
| 1月14日 | キンクロハジロ死亡個体1羽を米子自然環境事務所職員が回収。簡易検査は陰性。検体を国立環境研究所へ移送 |
| 1月21日 | 遺伝子検査の結果、陽性と判明。鳥取大学へ移送 |
| 1月25日 | 詳細検査により、H5N1 亜型陽性が判明、遺伝子配列により強毒性と判断 |

注) 環境省のマニュアルでは、死亡個体については簡易検査も詳細検査も実施することとしている。



2 今後の対応

- (1) 発生地周辺10km 圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査)を実施。
- (3) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、再度周知。

【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

平成23年1月25日(火)
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)
室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)
専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)
担 当：千葉 康人 (内線6473)

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします